

平成27年 3 月26日告示第28号

磐田市建設業関連業務委託に係る最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、磐田市が制限付き一般競争入札及び指名競争入札により発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設業関連業務」という。）の委託契約（以下「業務委託契約」という。）を締結しようとする場合における最低制限価格制度（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度をいう。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この告示の対象となる建設業関連業務は、磐田市制限付き一般競争入札実施要綱（平成21年磐田市告示第42号）第2条に規定する建設業関連業務のうち、予定価格が100万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 競争入札により業務委託契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札書比較価格に対する価格（以下「最低制限価格」という。）を定めるものとする。

2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書、仕様書等に基づき算定するものとし、次の表の業種区分の欄に掲げる業務ごとに予定価格の算出の基礎となった同表の1から4までの欄に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は、予定価格算出の基礎となった設計額と同様の端数処理を行うものとする。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係のコンサルタント業務	直接人件費に額	直接経費の額	その他原価の額に10分9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等に調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を得た額

3 前項の場合において、最低施現価格が予定価格に10分の8.1（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）を乗じて得た額を超える場合にあつては、当該最低制限価格を予定価格に10分の8.1（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）を乗じて得た額とし、最低制限価格が予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額に満たない場合にあつては、当該最低制限価格を予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額とする。

4 特別な業務等で、第2項の規定により難しいものについては、同項に定める算定方法に関わらず、契約ごとに10分の8.1（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）までの範囲内で、適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

5 前3項に定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格 ○○円」

と記載し、更に、最低制限価格に消費税及び地方消費税を加えた金額を「（最低制限価格入札書
比較価格 ○○円）」と記載する。

（入札参加者への周知）

第4条 最低制限価格制度の円滑な運用を図るため、入札の公告及び通知において、最低制限価格
を設定している旨を、落札決定に当たっては予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低制
限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする旨を明示するものとする。

（開札処理）

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者と
しないものとし、当該入札者に対して、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者
としない旨を通知するものとする。

（入札経過の整理）

第6条 入札執行者は、前条の決定を行った場合、入札結果表に当該入札をした者を失格と決定し
た旨を記載するものとする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月5日告示第190号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日告示第67号）

この告示は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第120号）

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

附 則（令和7年5月16日告示第253号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条の規定は、この告示の施行の日以後に執行する建設業関連業務委託に係る予定
価格について適用し、同日前に執行した建設業関連業務委託に係る予定価格については、なお従
前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条第 2 項から第 5 項までの規定は、この告示の施行の日以後に執行する建設業関連業務委託に係る予定価格について適用し、同日前に執行した建設業関連業務委託に係る予定価格については、なお従前の例による。